

香港証券取引決済所および香港証券取引所は、本公告の内容について一切責任を負わず、本公告の正確性または完全性について一切表明を行わず、また、本公告の内容の全部または一部から発生し、または、それを信頼したことによるあらゆる損失に関する責任を明示的に否認します。



株式会社ダイナムジャパンホールディングス

(日本で設立された有限責任会社)
(証券コード: 06889)

定款変更の提案についてのお知らせ

株式会社ダイナムジャパンホールディングス（以下「**当社**」といいます）の取締役会（以下「**取締役会**」といいます）は、本公告の日に開催された取締役会において、当社の定款（以下「**定款**」といいます）の修正案を承認しましたので、お知らせ致します。

定款の変更案は、本年6月21日に開催される定時株主総会（以下「**定時総会**」といいます）で検討後に特別決議による当社の株主（以下「**株主**」といいます）の皆様の承認を得ることを前提としております。

本公告は、香港証券取引所の証券上場規則（以下「**上場規則**」といいます）の規則13.51条第(1)項にしたがって行われております。

取締役会は、本公告の日に開催された取締役会において、定款の修正案を承認しましたので、お知らせ致します。

1. 定款の修正案

修正範囲

取締役会は、以下の通り定款の修正を提案しました（下線は変更部分を示します）。

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社

現行定款	変更案
<p>の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">§ (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">§ (現行どおり)</p> <p><u>(53) 航空機および船舶ならびにこれらに関する各種部品および用品のリース、賃貸借、売買、割賦販売および保守管理</u></p> <p><u>(54) 学校その他の教育事業</u></p>
<中略>	<中略>
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第 19 条 (記載を省略)</p> <p><u>2. 当社は、定時株主総会の開催予定日を、当該日の 10 週間前までに、当社のウェブサイトおよび証券取引所のウェブサイトの開示するものとする。</u></p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<中略>	<中略>
<p>(株主への通知)</p> <p>第 21 条</p> <p><u>6. (新設)</u></p>	<p>(株主への通知)</p> <p>第 21 条</p> <p><u>6. 当社が会社通信文書（上場規則に定義する）を株主へ送付する義務は、当社が上場規則にしたがって当社のウェブサイトへの掲示その他許容された方法（電子的通信手段を含む）でその公表を行い、かつ、株主がかかる通知または書類の公表または受領をもって当社が株主へかか</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 54 条</p> <p>3. <u>第 1 項において、基準日を定めたときは、当該基準日の 10 営業日前まで、かつ、前条に定める剰余金の配当に係る議案を上程する取締役会の開催日の中 7 営業日前までに、当該基準日および当該取締役会の開催日について、証券取引所および当会社のウェブサイトの開示するものとする。</u></p> <p>4. <u>前項において、営業日とは、香港における営業日をいう。</u></p>	<p><u>る通知または書類の写しを送付する義務を果たしたと取り扱うことに当該株主が同意しまたは同意したとみなされる場合に充足されるものとする。ただし、当該株主は上場規則にしたがっていつでも選択した通信手段を変更する権利を持つ。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 54 条</p> <p>3. (削除)</p> <p>4. (削除)</p>

修正案の発効日

定款の変更案は、定時総会で検討後に特別決議による株主の皆様承認を得ることを前提としております。定款変更は、株主の皆様により承認された場合、定時総会の終結時に直ちに効力を生じます。

定款の修正提案の理由

定款の変更案は、(i)当社の子会社が新事業を開始する場合に備えて当社の事業範囲を拡大すること、(ii)会社通信文書(上場規則に定義する)を株主に送付・提供する方法として、上場規則及び適用法令の遵守を前提として、当社のウェブサイト及び香港証券取引所のウェブサイトへの掲示ができるようにすること、を主に目的としております。

なお、適用法令規則の遵守上使われていない規定を削除するため、整備上の軽微な修正もあわせて提案されます。

当社の日本の法律顧問である曾我法律事務所は、修正案が日本法の要件を充たしていることを確認しております。

2. 招集通知

定款の修正案の詳細などを含む定時総会の招集通知は、本年 5 月 30 日頃に株主の皆様へ発送されます。

取締役会の命を受けて
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役会議長 佐藤公平

2018 年 5 月 23 日、日本国、東京

本公告日現在で、当社の取締役は佐藤公平氏、非業務執行取締役は佐藤洋治氏、藤本達司氏及び牛島憲明氏、独立非業務執行取締役は、高野一郎氏、加藤光利氏、トーマス・チュン・キー・イップ氏 (Mr. Thomas Chun Kee YIP)、村山啓氏及び神田聖人氏です。

定款の草案は日本語です。本公告に含まれる英語と中国語のものは単なる翻訳にすぎません。不一致がある場合には、日本語版が優先します。

*本公告は、英語の原文を参考のために日本語訳したものです。日本語版と英語版に相違がある場合は英語版が正しいとみなされます。翻訳による誤解はいかなる場合においても株式会社ダイナムジャパンホールディングスの責任とはされませんのでご了承下さい。